

保護預り規定（グリーンケース）

1. グリーンケースには当社が保管に適する（危険物、腐敗または破損し易いもの、所有あるいは所持することが法令に違反するものなどを除く）と認めたものに限り格納することができます。この場合当社所定のグリーンケースに格納のうえ、封緘を施してください。
2. グリーンケース保護預り取引の契約期間は、お預け日から1ヵ年とします。ただし契約期間満了日までに預け主または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。
3. お預け品については、契約期間を単位として当社所定の手数料をお支払い願います。なお契約期間の中途においてご解約になられても、いったん支払われた手数料はご返戻いたしません。
4. グリーンケースに格納された物品についてお出し入れをなさいますときは、保護預り証書に当社所定の受取書を添えてお差し出してください。なお、このお出し入れは当社の店舗内で行ってください。また、ケースを更新されるときは、当社所定の手数料を申し受けます。
5. 保護預り証書およびグリーンケース保護預り取引に関して使用された印影を、かねてお届けの印鑑と照合し当社において相違ないものと認めて手続きしましたうへは、印章の盗用その他どのような事故がございましたも当社は一切その責を負いません。
6. 保護預り証書または印章の喪失、改印、転居などの場合にはただちにその旨を当社にお届け出願います。お届け出を怠られたために生じた損害については、当社はいっさいその責を負いません。また、届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
7. 前条のお届け出に対しては、当社において相当の手續済のちでなければ、グリーンケースに格納された物品の返戻はいたしません。
8. 不可抗力、預け主の過失または内容物自体に原因して生じたお預り品の損害については、当社はいっさい損害の責を負いません。ただし、万一当社の責に帰すべき事由により預け主にご損害が生じたときの当社の賠償額は当該保護預りの基本手数料金額の200倍をもって限度とします。
9. お預り物品全部をお受取りの際は、保護預り証書の受取欄にご記名ご調印のうえお差し出してください。
10. この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預り証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ保護預り証書を提出し、お預け品を引き取ってください。なお、保護預り証書または印章を失った場合に解約するときは、当社所定の方法により取扱います。
11. 次の各号の一にでも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに前条と同様の手續によりお預け品を引き取ってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主の責めに帰すべき事由またはお預け品の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主がこの規定に違反したとき
12. 前2条の引取りが遅延したときは、遅延損害金として当社所定の手数料相当額を支払ってください。この場合、当社はこの手数料相当額を引取り日に所定の方法で徴収することができるものとします。
13. 第10条から第12条の引取りが3か月以上遅延したときは、当社はグリーンケースを開封のうえお預け品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社はグリーンケースの開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
14. 手数料、遅延損害金、その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前条の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求がありしだい支払ってください。
15. 保護預り証書にかかる寄託物返戻請求権を譲渡または質入れすることはできません。
16. この規定の各条その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以上